

長野労安発 0427 第 1 号
2 教 学 第 2 1 3 号
令和 2 年 6 月 1 7 日

長野県高等学校就職問題検討会議

各 構 成 員 殿

長野労働局職業安定部長
長野県教育委員会事務局
学びの改革支援課長

長野県高校就職問題検討会議における「申合せ」の変更について

新規高等学校卒業者の就職につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 1 2 日に通知いたしました「令和 3 年 3 月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方」につきましてご協議をいただき、別紙のとおり「申合せ」を行いましたので、ご査収いただきますようお願い申し上げます。

また、「申合せ」につきましては、県内高等学校には長野県教育委員会事務局及び長野県県民文化部私学振興課から、経済団体並びに公共職業安定所には長野労働局からそれぞれ周知を図るとともに、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当：
長野労働局職業安定部職業安定課
職業紹介係 清水・押見
電話 026 - 226 - 0865
長野県教育委員会学びの改革支援課
高校教育指導係 阿部
電話 026 - 235 - 7435

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職に関する
応募・推薦のあり方についての申合せについて

令和2年4月22日

(令和2年6月16日改訂)

長野県高校就職問題検討会議

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方等について、就職活動の秩序を維持し、生徒の就職指導が一層円滑に行われるよう、下記のとおり申し合わせる。

記

1 令和3年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方について

(1) 令和2年10月31日までは1人1社の応募・推薦とし、11月1日からは1人2社までの複数応募・推薦を認めることとする。

(2) 「指定校制」については、特定の技能を必要とする場合を除いて原則廃止することとし、応募・推薦を希望する生徒に広く門戸を開くこととする。

(3) 「校内選考」については、生徒の志望を尊重することを基本とし、特定企業への応募の集中を防いだり、生徒の適性等を見極めたりする面から、適切に対応することとする。

2 令和2年度における取扱いについて

(1) 令和2年10月31日までは、高等学校における生徒の応募・推薦については、1人1社とする。

なお、応募を1社に絞り込む過程において、「応募前職場見学」を積極的に活用することとする。また、職場見学が選考とならないよう留意することとする。

(2) 令和2年11月1日以降については、高等学校における生徒の応募・推薦は1人2社まで認めることとし、運用に当たっては次の事項に留意する。

- ① 単願者のみの応募を受け付ける企業もあると思われるため、併願を希望する場合は、求人票等によりその求人者の意向を充分確認すること。

なお、長野県内の企業の高卒求人については公共職業安定所において、求人受理時等に11月1日以降「複数応募の可否」について記入の徹底指導と確認を行うこととする。

- ② 併願者であることについては、企業に対して選考時に伝えることを原則とし、応募の段階では伝える必要はないこととする。

なお、応募に際して企業から照会された場合は、求めに応じることとする。

- ③ 令和2年10月31日以前に内定を受けた場合は、それ以降の応募・推薦はできない。

- ④ 令和2年10月31日以前に選考結果が「否」となっている場合、又は、10月31日以前には応募していない場合に限り、11月1日以降複数応募・推薦を可能とする。

また、10月31日以前の応募に対して11月1日以降にその選考結果が「否」となった場合は、その結果が判明した日付をもって複数応募・推薦を可能とする。

- ⑤ 公務員と民間企業の併願については、④と同じ扱いとする。

- ⑥ 企業は選考後速やかに採否結果を応募者に通知することとし、応募者は内定を受けた場合、できるだけ速やかに「内定受諾書」を提出することとする。

また、複数応募をしている場合は、第一希望である企業に対して「内定受諾書」を提出するとともに、他の応募企業に対し「辞退書」を提出することとする。

なお、「内定受諾書」を提出した場合は、特別な事情が生じた場合を除き、内定を辞退できないこととする。